（別表１）　　申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２０年１月１７日作成）

法　令　名	北海道個人情報保護条例
根拠条項	第２８条
許認可等の種類	自己に関する個人情報の訂正請求
法令の定め	第２８条 　何人も、第 25 条第１項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に係る事実に誤りがあると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。
審査基準	条例の定めによる。
標準処理期間	総　期　間　　３０日　　（　　） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　日・月　（　　）
処分担当課	企業局総務課総務企画グループ　（電話番号：011-231-4111内線３２－７２１）
申　請　先	企業局総務課総務企画グループ　（電話番号：011-231-4111内線３２－７２１）
問い合わせ先	企業局総務課総務企画グループ　（電話番号：011-231-4111内線３２－７２１）
備　　考	